

[事案 22-41] 入院給付金請求

・平成 23 年 1 月 11 日 和解成立

<事案の概要>

交通事故による頸部挫傷等で約 1 カ月間入院したにもかかわらず、入院給付金が全く支払われないことを不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 20 年 10 月、タクシー乗車中の交通事故で A 病院に救急搬送され頸部挫傷と腰椎捻挫と診断されたが、投薬治療なしで帰宅した。その後、同月下旬から翌月下旬まで B 整形外科に入院したので、入院給付金を請求したところ、保険約款に定める「入院」の要件に該当しないことを理由に、災害入院給付金が全く支払われない。下記理由により納得できないので、遅延利息を付けて災害入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 明らかな交通事故による災害入院であり、早期に回復し、社会復帰をする為の入院を通院で可能と判断されたのは心外である。
- (2) 同乗者は 6 日間入院した後退院し、2 日分の入院給付金は受領し現在も通院中である。
- (3) 他社 3 社からは入院給付金が支払われており、1 社だけ不支払はおかしい。

<保険会社の主張>

下記のとおり、当該入院にはその必要性が認められないので、支払いの請求に応ずることはできない。

- (1) 申立人の今回の入院は確かに病院の施設で寝泊りしているものの、当初、2 回入院を断られており、最終的に頼み込んで入院しているが独歩入院しており、入院全期間にわたり歩行補助具の使用もなく、入浴・トイレも単独で可能であり、ADL(日常生活動作)制限を窺わせる事実はない。また、その後提出された資料をもってしても、入院の必要性を認められる事実はなかった。
- (2) 交通事故による入院であることを否定しているわけではなく、また、同乗者がいまだ通院していることと、今回の入院の必要性に関連性はない。さらに、会社ごとに査定基準が異なることから、他社が支払っていることと申立人が支払わないこととの関連性もない。

(注)相手方会社の保険約款で定める「入院」の定義(抜粋)

「入院」とは、「医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、備考に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます」と記載されている。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者双方が提出した書面等に基づいて審理し、下記の諸事情を総合考慮した結果、生命保険相談所規程第 4 1 条第 1 項により、和解案の受諾を当事者双方に勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 確かに、入院の必要性について相手方会社が指摘するような問題点があることは否

定できないが、他方、主治医は、医師の指示による入院であり、退院勧告はしておらず、ベッド上で安静にしながら持続牽引（介達牽引）を実施し、疼痛の緩和を図るために入院による治療が必要であったとしている。

- (2) 入院の必要性の判断に当たっては、主治医（B整形外科医師）の意見のみに基づいて判断されるものではなく、一般医学上の見解に基づき、客観的に判断されるべきものだが、医療の裁量性も考慮すると、主治医の意見は十分に斟酌されるべきものである。独歩入院であり、歩行補助具の使用はなく、入浴・トイレ等のADL制限もなく、ブロック注射もされていないとしても、直ちに主治医の意見が不相当であるとまでは言えない。
- (3) 入院中、申立人には実際に長時間の牽引が実施されており、許可外泊も1日であることから見ると、いわゆるモラルリスクの問題がある事案とは思われない。